

家庭ごみの減量化施策について

1 富山市のごみ処理の現状

- (1) 富山市のごみ排出量
- (2) ごみ処理経費
- (3) ごみの組成

2 富山市のこれまでのごみ減量化の取組み

- (1) これまでの取組み
- (2) 課題等

3 富山市のごみ減量化目標

- (1) ごみ減量化に向けた国の法律・計画等
- (2) 国のごみ減量化の目標
- (3) 本市のごみ減量化の目標
- (4) 目指すべきごみ減量化の目標

4 強化する取組み

1 富山市のごみ処理の現状

(1) 富山市のごみ排出量（総排出量：燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出量）

本市の家庭ごみ排出量は、これまで様々な施策への取り組みと、市民の分別排出の協力により、一定の減量化は進んでいるものの、横ばいの状態が続いており、依然として全国平均を上回る状況が続いています。

① ごみ総排出量の推移（1人1日あたり・単位：g）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富山市	1,084	1,099	1,091	1,074	1,067	1,077	1,056	1,064	1,062	1,044	1,018
全 国	976	964	958	947	939	925	920	919	918	901	集計中

全国平均を15.9%上回る

② 燃やせるごみ・燃やせないごみ排出量の推移（1人1日あたり・単位：g）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富山市	587	597	580	577	575	568	566	559	573	585	566
全 国	540	533	527	521	516	507	505	505	509	520	集計中

全国平均を12.5%上回る

③ 市民1人1日あたりのごみの排出量の内訳（R3年度）

ごみ総排出量 1, 018g (家庭系ごみ搬入量 + 資源集団回収量 + 事業系ごみ搬入量)				
* 「富山市の環境 (令和4年度版)」より				
家庭系ごみ 688g (家庭系ごみ搬入量 + 資源集団回収量)			事業系ごみ搬入量 330g	
家庭系ごみ搬入量 623g		資源集団回収量		
燃やせるごみ・ 燃やせないごみ 566g	資源物 51g 容器包装、古紙、布、 生ごみ、小型廃家電、 廃食用油 など	65g		

※資源物は、行政回収分のみで、スーパーなどの自主回収分は含まれていない。

直接埋立ごみ など6g

<参考>富山市の家庭系ごみの排出量

（単位：t）

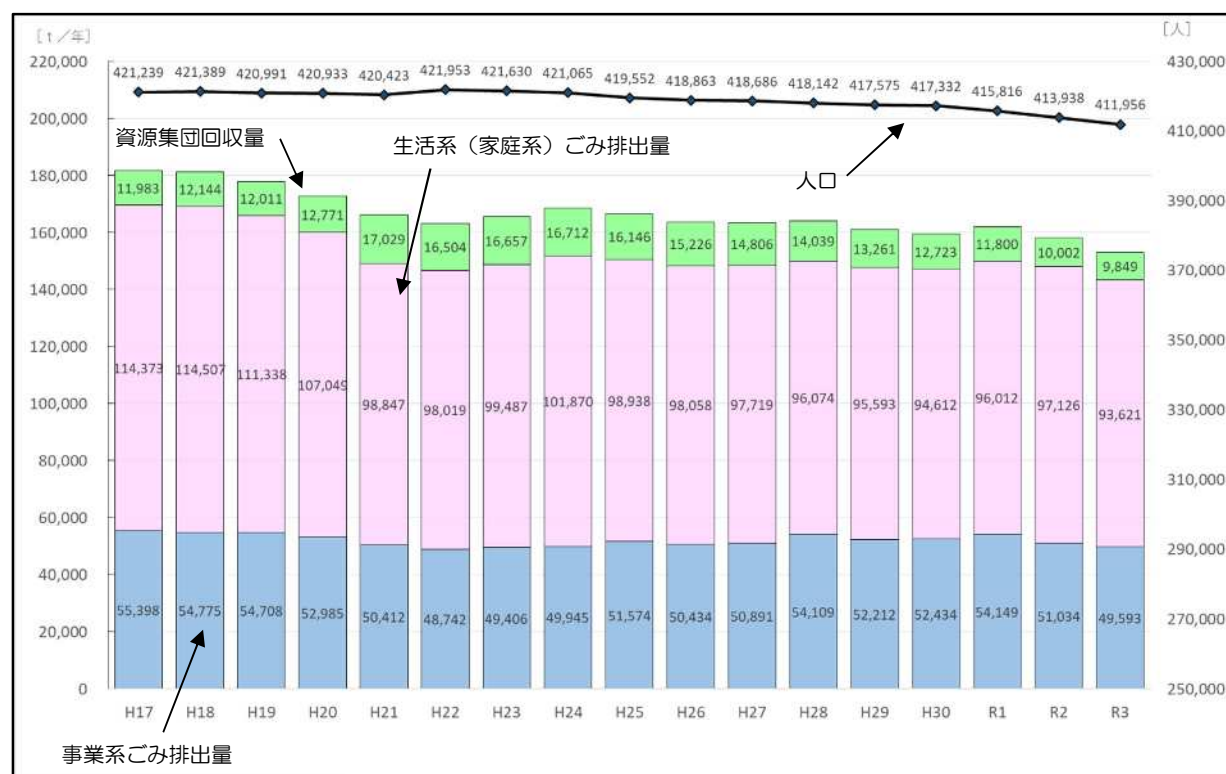
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
燃やせるごみ	83,476	85,761	83,181	83,009	82,803	81,545	81,305	80,175	82,005	82,786	80,229
燃やせないごみ	6,172	6,223	5,821	5,146	4,970	4,781	4,834	5,085	5,301	5,706	4,932
資源物	26,135	26,279	25,745	24,759	24,418	23,457	22,391	21,113	19,619	17,803	17,448
埋立等	334	320	337	370	334	329	323	962	887	833	861
計	116,117	118,583	115,084	113,284	112,525	110,112	108,853	107,335	107,812	107,128	103,470

④ 富山市のごみの排出量の推移

平成17年度の人口は約42万1,000人でしたが、令和3年度には約41万2,000人となっており、16年間で約9,000人、2.1%減少しています。

ごみの排出量は、平成17年度の総排出量約18万1,700トンに対し、令和3年度は約15万3,100トンとなっており、約16%減量しています。特に生活系（家庭系）のごみは、平成17年度の約11万4,400トンに対し令和3年度は約9万3,600トンと約18%減量しています。

【富山市のごみの排出量の推移（H17～R3）】



※人口は各年度10月1日現在の値。国勢調査実施年度は調査の値、その他の年度は人口移動調査の値

⑤ 富山市のごみ排出量が全国平均を上回る背景

本市の次のような社会背景・要因が複合的に影響しているのではないかと推測されます。

(ア) 世帯の収入が多い（二人以上の世帯のうち勤労者世帯：全国3位）

世帯の消費支出が多い（二人以上の世帯の消費支出：全国4位）

→ **買い物が多い** 例：他調理食品 全国1位 ※主食以外の総菜等
魚介類 全国3位

(イ) 共働き世帯が多い（共働き世帯の割合：富山県は全国3位）

→ **惣菜や冷凍食品等の買い物が多い**

(ウ) 持ち家率が高い（持ち家率：富山市は全国2位 93.4% 県庁所在都市の比較）

→ **物の置く場所が広く、買い物増にも繋がる**

→ **植栽関係のごみが発生しやすい**

(2) ごみ処理経費

①ごみ処理経費の推移

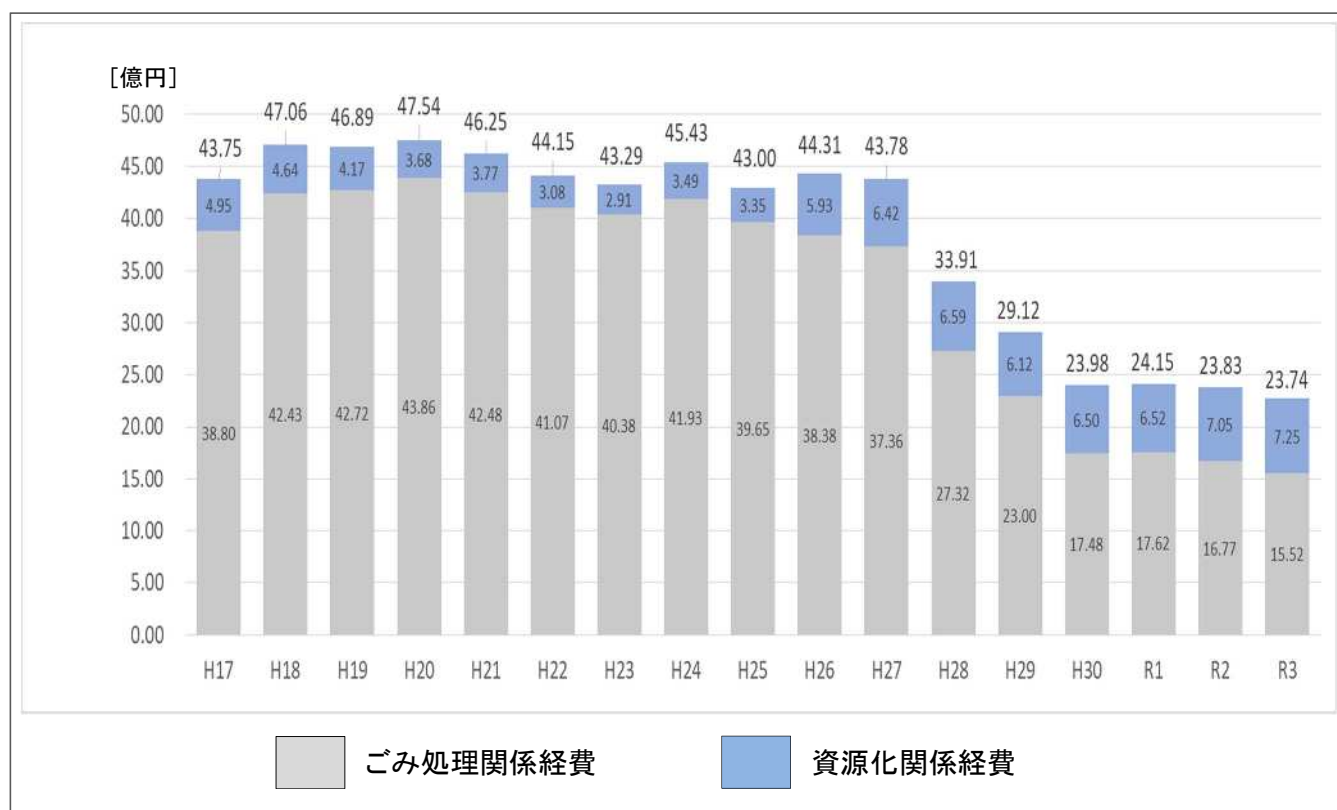
ごみ処理経費には、家庭系の燃やせるごみや燃やせないごみ、資源物にかかる収集運搬経費や富山地区広域圏事務組合の施設で共同処理している焼却・破砕（中間処理）にかかる経費のほか、最終処分場での埋立にかかる経費が含まれています。

平成17年度の市町村合併当時は約43億7,500万円となっており、以降、43億円から47億円程度で推移してきました。

平成28年度以降は減少していますが、これは富山地区広域圏事務組合の中間処理施設であるクリーンセンター及びリサイクルセンターの建設費の償還が順次完了したことによる中間処理費の減少が主な要因です。

しかし、令和4年度以降は、クリーンセンターの売電収入の減少や施設の維持費の増加などに伴い、再び増加に転じることが見込まれています。

【ごみ処理経費の推移（H17～R3）】



《参 考》富山地区広域圏事務組合の中間処理施設の整備費（合計：495億2,800万円）

クリーンセンター		リサイクルセンター	
H15.3月竣工	443億300万円	H17.3月竣工	48億6,800万円
ストックヤード			
H18.11月竣工	3億5,700万円		

② 1トン当たり・一人当たりの処理費用

ごみ処理経費を項目ごとに比較しました。

(ア) 1トン当たりのごみ処理費用

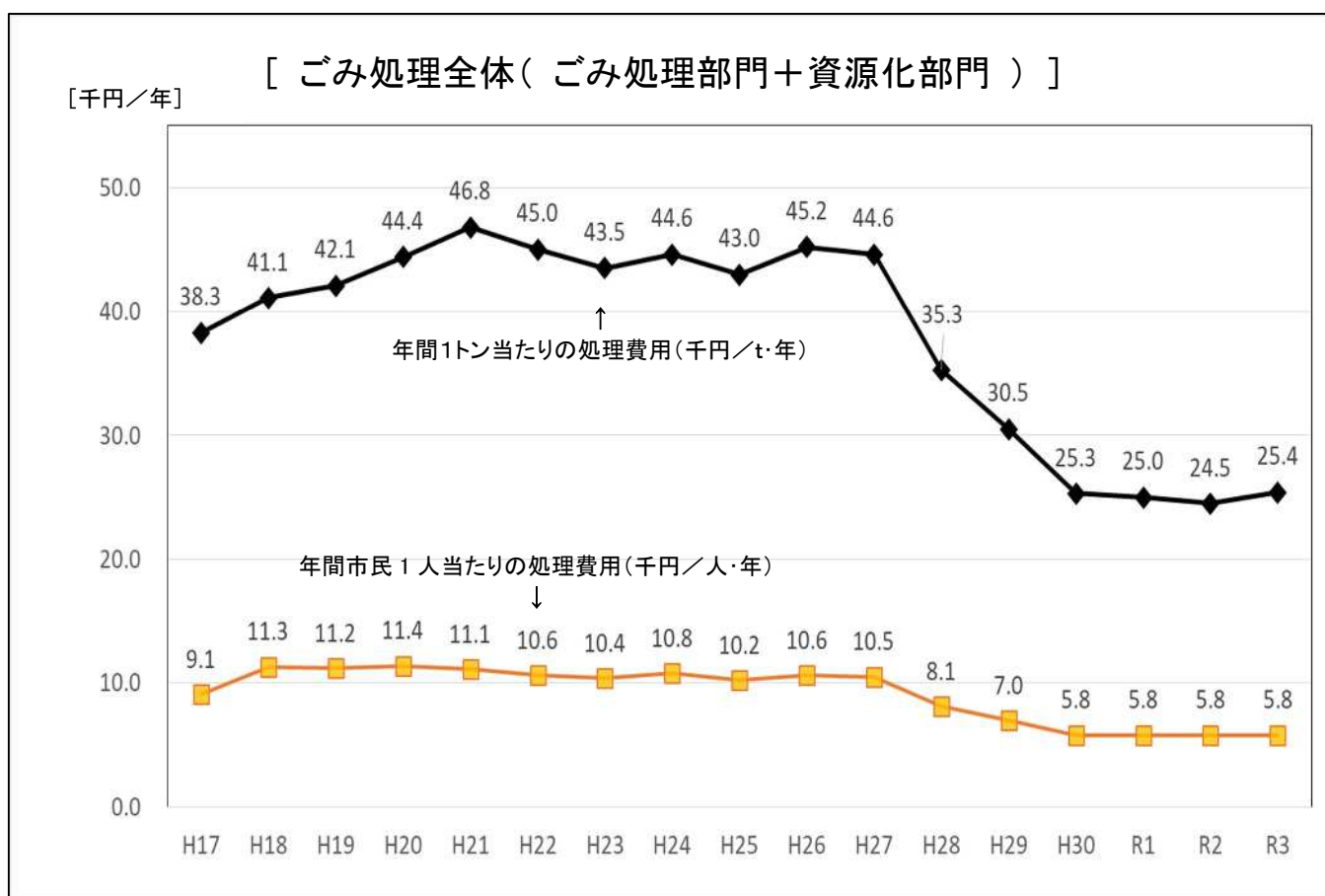
平成21年度の約46,800円をピークに、令和3年度は約25,400円となっています。

(イ) 1人当たりのごみ処理費用

平成18年度以降、年間で10,000円から11,000円程度で推移していましたが、令和3年度は5,800円となっています。

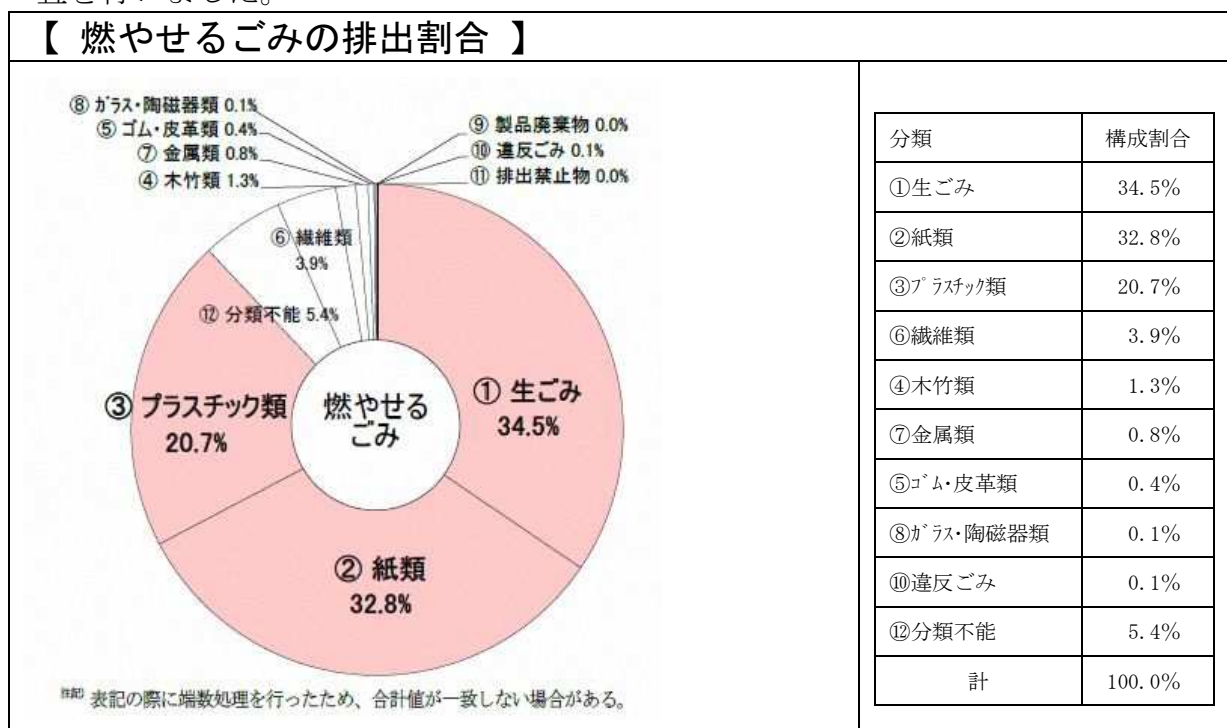
前項①「ごみ処理経費の推移」で説明のとおり、平成28年度以降、富山地区広域圏事務組合の施設建設費の償還が順次完了したことに伴い、ごみ処理費用（単価）も減少しています。

【1トン当たり・一人当たりの処理費用の推移】



(3) ごみの組成

令和3年7月に、今後のごみ減量化・資源化の参考とするため、家庭ごみの組成調査を行いました。



「燃やせるごみ」の中には、生ごみが約 35%、紙類が約 33%、プラスチック類が約 21% の順に多く含まれていました。

割合が最も高かった生ごみには、食品ロス（手付かず食品・食べ残し）が約 17%（燃やせるごみの 5.8%）含まれており、また、紙類、プラスチック類には、段ボールや紙製容器包装、ペットボトルやプラスチック製容器包装など、既に資源物として分別回収している品目が、燃やせるごみの約 32% の割合で混入していました。

① 「生ごみ」の細分類

＊ 手付かず食品 10.1% ＊ 食べ残し食品 6.7% ⇒ 【食品ロス 16.8%】（燃やせるごみの 5.8%）
・ その他調理くず等 83.2%

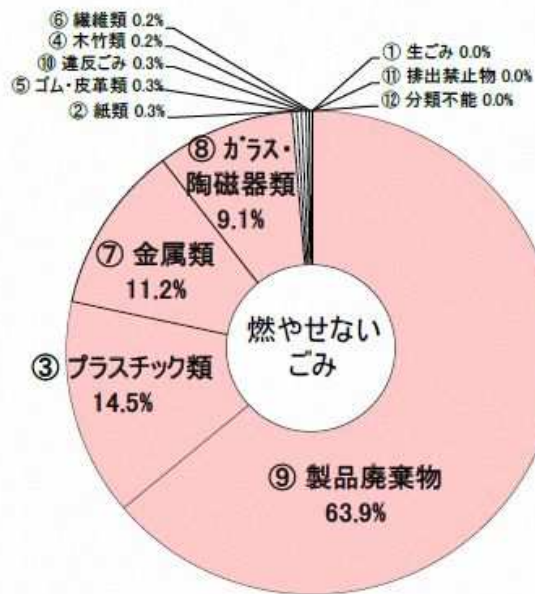
② 「紙類」の細分類

＊ 紙製容器包装 14.5% ＊ 段ボール 12.0% ＊ 新聞チラシ 10.5% ＊ 雑誌書籍等 10.5%
＊ 紙パック 9.8% ⇒ 【資源物 57.3%】（燃やせるごみの 18.7%）
・ 雑紙 11.9% ・ その他紙類 30.4%

③ 「プラスチック類」の細分類

＊ プラスチック製容器包装 58.3% ＊ ペットボトル 6.4% ⇒ 【資源物 64.7%】（燃やせるごみの 13.2%）
・ 製品プラスチック 5.8% ・ その他プラスチック 28.8%

【 燃やせないごみの排出割合 】



※ 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

「燃やせないごみ」の中には、製品廃棄物が約 64%、プラスチック類が約 15%、金属類が約 11%の順に多く含まれていました。

割合が最も高かった製品廃棄物には小型廃家電、また、プラスチック類、金属類の中には、プラスチック製容器包装や缶など、既に資源物として分別回収している品目が、燃やせないごみの約 23%の割合で混入していました。

① 「製品廃棄物」の細分類

- * 小型家電 30.1% ⇒ 【資源物 30.1%】(燃やせないごみの 19.2%)
- ・ 適正処理廃棄物 69.9%

② 「プラスチック類」の細分類

- * プラスチック製容器包装 1.1% ⇒ 【資源物 1.1%】(燃やせないごみの 1.5%)
- ・ 製品プラスチック 96.3% ・ その他 2.6%

③ 「金属類」の細分類

- * アルミ缶・スチール缶 23.9% ⇒ 【資源物 23.9%】(燃やせないごみの 2.7%)
- ・ スプレー缶 10.8% ・ その他 65.3%

2 富山市のこれまでのごみ減量化の取組み

(1) これまでの取組み

本市はこれまで、ごみの減量化やリサイクルの促進を目的として、順次分別区分の拡大を図るなど、様々な施策に取り組んできました。

【富山市のごみ減量化・資源化への主な取組み】

取 組	開始時期	内 容
資源集団回収活動事業	S54	行政回収にかわり、地域が主体となり資源物の分別回収を実施する
ペットボトル分別回収事業	H9	分別回収を実施する
空き缶分別回収事業	H9	地域の集積場で分別回収する
空きびん分別回収事業	H10	地域の集積場で分別回収する
資源物ステーション運営事業	H13	資源物の排出を促進するため、土日・祝日に市内 8 か所（R4.4 月現在）に開設したステーションで、資源物 11 品目（R4.4 月現在）を回収する。小型廃家電（H22～）、パソコン（H25～）、水銀使用製品（R1～）など
プラスチック製容器包装分別回収事業	H17	地域の集積場で分別回収する
紙製容器包装・古紙分別回収事業	H17	地域の集積場で分別回収する
側溝汚泥リサイクル事業	H18	地域の側溝清掃作業で発生した汚泥を回収して、リサイクルする（H30.3 月事業廃止）
生ごみリサイクル事業	H18	市内 13 地区で回収された生ごみを、民間施設でバイオガスや電気エネルギーにリサイクルする（R4.3 月事業廃止）
レジ袋削減チャレンジキャンペーン	H19	デパートや食品スーパー等事業者との協働で、マイバッグを持参してレジ袋を断る、発生抑制の啓発キャンペーンを 1 カ月間実施
可燃ごみ固形燃料化事業	H20	資源集団回収により回収された衣類を、市内の民間リサイクル施設で固形燃料化する
3R 推進スクール事業	H21	幼児、小学校低・中学年を対象として 3R 推進スクールを実施する ※H21 から 673 施設で実施、約 37,000 人が受講
おいしいとやま食べきり運動	H21	市民生活部が主体となり「残さず食べきる」食べきり運動を展開、令和 4 年度からの環境部との協働により「食品ロスの削減」や「台所ごみの水切り」等、改めて「ごみの発生抑制」に重点を置くことを目的に、様々な媒体を利用して、広く市民に周知・啓発を行う
廃食用油の回収	H22	地区センター及び各行政サービスセンターに設置してある専用回収容器で分別回収する

(2) 課題等

再生利用（リサイクル）と発生抑制（リデュース）

リサイクルに向けた市民のごみの分別意識は高く、全国平均を上回る再生利用（リサイクル）率を維持している一方、3 ページに記載のとおり、ごみの総排出量は、近年では横ばいの状況となっています。

これは、市がこれまで分別排出の取り組みを進めてきた中で、市民に分別排出が定着してきている一方で、「分別すれば良い」という意識が強く働き、そもそも、「ごみの総量を減らそう」というごみの発生抑制に、意識が働きにくいからではないかと考えられます。

【リサイクル率の推移】

（単位：％）

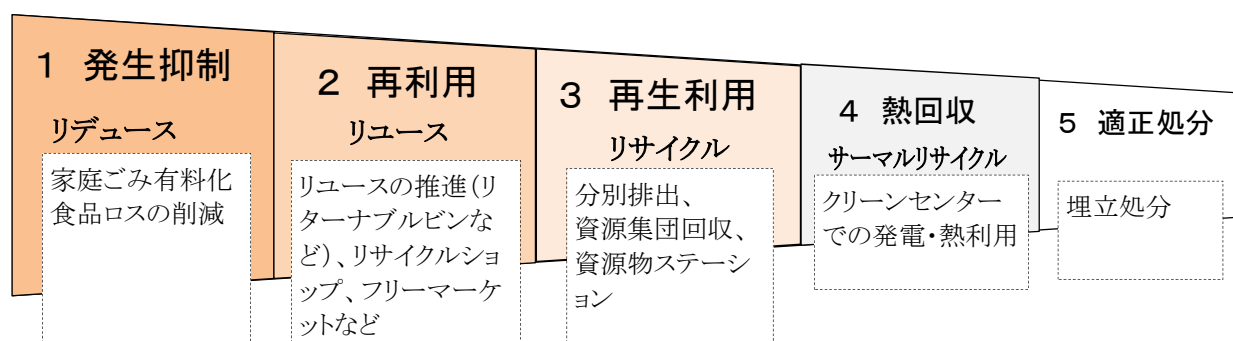
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富山市	24.7	25.5	26.2	24.6	24.4	25.1	23.8	23.2	23.2	23.4	22.2
全 国	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	集計中

全国平均を 3.4 ポイント上回る

ごみの総量を減らすためには、これまでの再生利用（リサイクル）に重点をおいた取り組みだけではなく、発生抑制（リデュース）に向けた取り組み、例えばエシカル消費（※）などライフスタイルの変化を促していかなければなりません。

こうしたことから、本市では、ごみ減量化の優先度が高い「発生抑制」をさらに一歩進めるため、これまでの啓発活動の重点化に取り組むほか、ごみ減量化・資源化に向けた取り組みを強化する必要があると考えています。

【ごみ減量化の優先度】



※ エシカル消費とは

例えば、エコマーク付き商品やリサイクル商品を選ぶ、食品ロスを減らす、マイバッグを持参してレジ袋を断るなど、ごみになるものを減らすだけではなく、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動。「商品を選択する時」、「買い物をする時」、「買ったものを使う・処分する時」に一人一人が社会的課題に気付き、自分で何ができるのかを考えた消費をすること。

3 富山市のごみ減量化目標

(1) ごみ減量化に向けた法律・計画等

国	●「循環型社会形成推進基本法」(H12.6 施行) ●「第四次循環型社会形成推進基本計画」(H30.6 閣議決定) ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ・適正処理の更なる推進と環境再生 ●「食品ロスの削減の推進に関する法律」(R1.10 施行) ・食品廃棄物の発生抑制等の取り組みを推進 家庭系食品ロス半減に向けた取り組み ●プラスチック資源循環戦略 (R1.5 策定) ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (R4.4 施行) プラスチック類等の徹底的な資源循環 ●「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針」(H17.5 改正) ・国の方針として家庭系ごみの有料化を推進すべきことを明確化 ●「一般廃棄物処理有料化の手引き」(H19.6 作成、R4.3 見直し) ・「市町村がごみの有料化の導入や制度内容を見直す際の参考にするため、国において手引書を作成
--------------	--

(参考) 富山市の計画

富山市	●「一般廃棄物処理基本計画」(H19 策定) ・大量廃棄型社会からの脱却 ・循環型まちづくり『脱埋立都市とやま』の形成 ・市民・事業者との協働による、ごみの減量化や資源化への取り組み ●「第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 (H29～R8)」(H29.3 策定) ・さらなるごみ減量化・資源化への取り組み ●「第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 後期基本計画 (R4～R8)」(R4.3 策定) ・食ロス削減推進計画と一体となった取り組み ・プラスチック類のリサイクルの推進 等
----------------	--

(2) 国のごみ減量化の目標

国は、平成30年6月に策定した第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和7年度を目標年次として、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約440gまで削減することを目標に掲げ、循環型社会の構築を目指しています。

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像

- ✓ 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
- ✓ 災害に強い地域でのコンパクトで強靱なまちづくり

取組の進展に関する指標、目標

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

2025年度目標：

[1人1日当たりの家庭系ごみ排出量] 約440g/人/日



出典：環境省「日本の廃棄物処理」より作成

（３）本市のごみ減量化の目標

本市では、平成２９年３月に策定した「第２次富山市一般廃棄物処理基本計画」（平成２９年度～令和８年度）において、１人１日当たりの家庭系ごみの排出量を計画目標の達成状況を確認するための指標のひとつとしており、過去１０年間の減量化の推移を参考に、令和８年度に５１４ｇまで削減する目標としました。

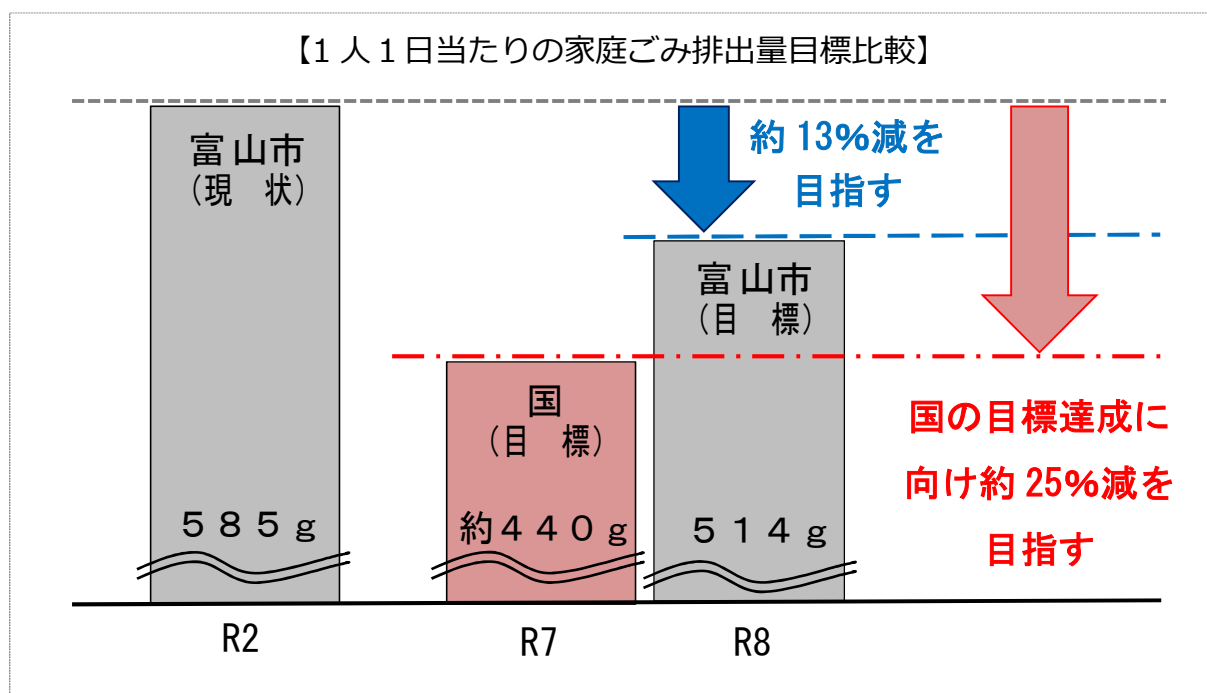
令和３年度に策定した後期計画（令和４年度～令和８年度）では、これまでの推移と今後のごみの排出量削減見込みから、当初の計画の５１４ｇを減量化の数値目標として据え置いています。

（４）目指すべきごみ減量化の目標

国は、１人１日当たりの家庭ごみの排出量を令和７年度までに約４４０ｇまで削減することを目標としており、本市においても、次の一般廃棄物処理基本計画（第３次計画：令和９年度～令和１８年度）では、ごみ減量化の数値目標を、国と同水準の４４０ｇ以下としたいと考えています。

そのためには、予定する減量化の目標に近づけるよう、今のうちから、現在のごみ減量化の取組みを更に強化する必要があります。

将来世代に負担を先送りすることなく、喫緊の課題として今から「ごみの発生抑制」に取り組むため、国が掲げる高い目標を本市も目指すことにより、ごみ減量化に対する市民の意識も一層高まり、持続可能な循環型社会の実現に一步近づくことができるものと考えます。



4 強化する取組み

ごみの減量化目標を達成するためには、本市における、ごみ減量化・資源化の進度をこれまで以上に高めていく必要があることから、第2次富山市一般廃棄物処理基本計画後期基本計画（令和4年3月）で掲げた重点施策のうち、次の3点について、より具体的な方針、「ごみ減量化方針」を設定し、取り組んでまいります。

また、これらの取り組みを進めるにあたっては、ごみの発生抑制と資源化の促進はもとより、CO2削減によるゼロカーボンの推進や、超高齢社会への対応など、様々な視点を考慮してまいります。

取組 1

ごみの分別排出の徹底と発生抑制の促進

（重点施策：生ごみ削減運動の普及啓発、多様なIT媒体等を活用した情報提供）

取組 2

プラスチック一括回収の実施

（重点施策：プラスチック類のリサイクルの推進）

取組 3

家庭ごみ有料化制度の導入検討

（重点施策：家庭ごみの有料化）

<参考>

第2次富山市一般廃棄物処理基本計画後期基本計画（令和4年3月）における重点施策

基本方針	施策の方向	重点施策
2Rの推進 【発生抑制・再使用】	ごみの発生抑制（リデュース）の促進	● <u>家庭ごみの有料化</u> ● <u>生ごみ削減運動の普及啓発</u>
多様なリサイクルの輪による 資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】	市民による分別排出の徹底	● <u>IT媒体を活用した情報の提供</u>
	資源物の品目別循環的利用の推進	● <u>プラスチック類のリサイクルの推進</u>
持続可能な循環型社会の実現 に向けた仕組みづくり 【協働体制・しくみ】	協働を促進するための情報共有	●市民に向けた情報発信 ●事業者に向けた情報発信

取組 1 ごみの分別排出の徹底と発生抑制の促進

(重点施策：生ごみ削減運動の普及啓発、多様な I T 媒体等を活用した情報提供)

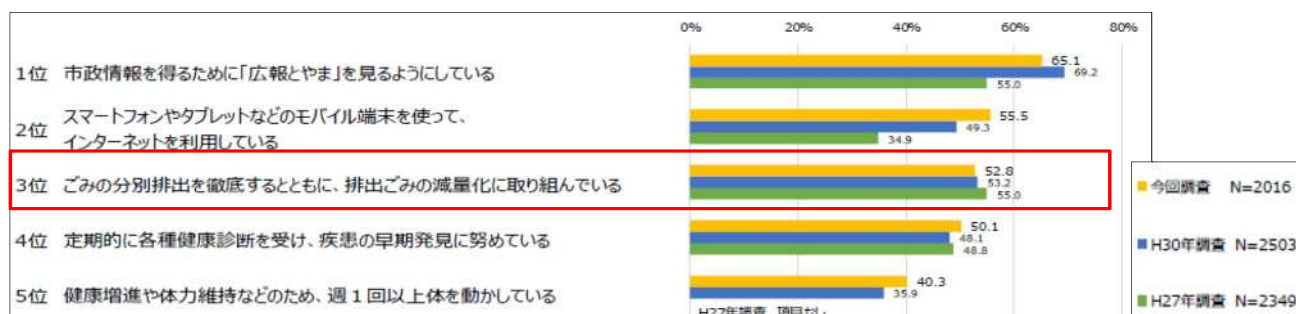
持続可能な循環型社会を実現していくためには、従来の再生利用（リサイクル）に重点を置いた取り組みに加えて、発生抑制（リデュース）の取り組みを更に推進し、ごみをできるだけ出さないことが必要です。

本市の 1 日 1 人あたりのごみ排出量（R2 実績）は、全国平均を約 13% 上回る状況が続いています。このため、ごみの発生抑制に取り組む市民や事業者を増やすための周知・普及啓発を様々な媒体や参加の機会の創出などにより、市民一人ひとりのごみの発生抑制行動のレベルアップを推進していきます。

1 ごみを出さない生活スタイルへの見直しに向けた情報提供・普及啓発の強化

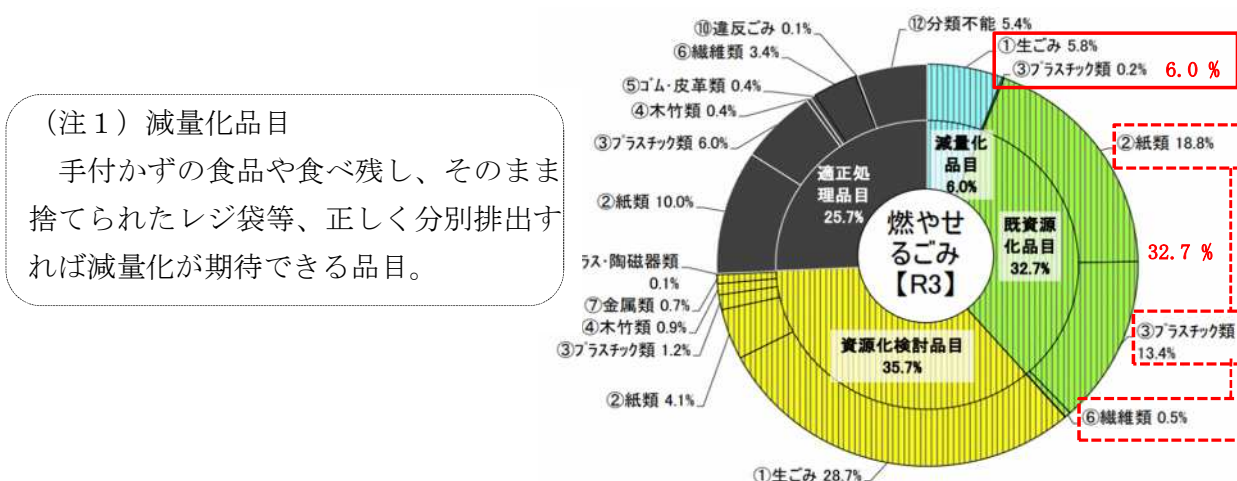
令和 2 年に実施した市民意識調査では、普段から行っている取り組みとして「ごみの分別排出の徹底、ごみの減量化」が上位に入っていました。

【令和 2 年市民意識調査結果】



一方、令和 3 年 7 月に実施した家庭ごみの組成調査では、捨てられたごみの中には減量化が可能な食品ロス等の減量化品目（注 1）が 6.0%、プラスチック類等の資源化対象品目が 32.7%含まれており、ごみの減量化の余地があることが分かりました。

【令和 3 年家庭ごみ組成調査結果】



これらの調査結果により、ごみの分別排出と発生抑制に対する市民の関心が高いことがうかがえる一方で、実態として資源物がまだ多く捨てられていることから、ごみの減量化に対する意識が日常生活で浸透・定着していくよう周知・啓発をいっそう強化していくことが重要であると考えます。

【周知・啓発の強化】

○「エシカル消費（注2）」につながる行動事例の紹介



認証マークが付いた商品を選択

地産地消の推進

（注2）エシカル消費

人・社会・環境に配慮した消費行動のこと。「商品を選択する時」、「買い物をする時」、「買ったものを使う・処分する時」に一人ひとりが社会的課題に気づき、自分で何ができるかを考えた消費をすること。

○資源物の排出機会の拡大



（市内の資源物ステーション）

市内8ヶ所（栗山、岩瀬、山室、水橋中部、古沢、大庄、婦中、八尾）で開設している資源物ステーションや、資源集団回収の利用、ペットボトル回収協力店になっているスーパー等を周知します。

○「ごみの分け方・出し方」の周知

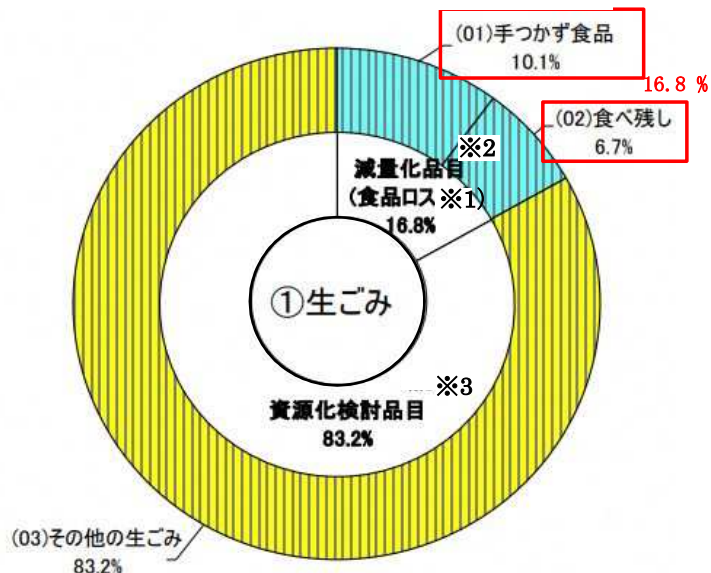


※ごみ排出の現状や課題、分別排出の徹底について周知していきます。

2 発生抑制のための重点施策①「生ごみ削減運動の普及啓発」

「燃やせるごみ」の中には、28.7%の生ごみが混入しており、そのうちの16.8%が手付かずの食品や食べ残し等の「食品ロス」でした。また、生ごみの約80%は水分であるとも言われており、これらを減らすことで次のような効果が期待できます。

【令和 3 年家庭ごみ組成調査結果】



- ④燃やせるごみの減量
- ④ごみ集積所の衛生面の確保
- ④ごみ収集の運搬効率の向上
- ④ごみ焼却時の効率化

- ※１：手付かず食品や食べ残し
- ※２：減量化が期待できる品目
- ※３：分別により資源化が期待できる品目

このことから、消費者である市民には「食品ロスの削減」や「生ごみの水きり」の啓発を強化するとともに、食品等を提供している事業者に対しても、広く協力を求めるべく市内の他部局等と連携しながら推進します。

【食べきり・水きり運動PRポスター】



【家庭での取り組み】

- ・「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」等
ライフスタイルの変容。
- ・生ごみの水きりの徹底。

【事業者への働きかけ】

- ・少量パック販売や小分け販売の協力。
- ・過剰包装抑制の協力。

令和４年９月に、市民生活部と連携して作成した普及啓発ポスター（左図）を市内の小学校や保育施設、地区センター等に配布し、生ごみ削減について積極的な実践を呼びかけています。

3 発生抑制のための重点施策②「多様な I T 媒体等を活用した情報提供」

ごみの減量施策をより多くの市民の目に触れるためには、周知に対する工夫が必要です。このことから、周知・啓発の手段・手法については、スマートフォンのモバイル端末等、多様な I T 媒体の活用に加えて、各種イベント等も利用した情報提供に努めます。

【啓発手段・手法の具体例】

- (1) 市内公共施設、公共交通機関に設置のデジタルサイネージを活用した啓発
- (2) 市ホームページや公式 You Tube チャンネルの活用した啓発
- (3) 意見交換会、3R 推進スクール、出前講座を使った啓発
- (4) 環境フェアや各種イベントでの出展啓発
- (5) 小学生向けの副読本「美しい富山」、ごみ分別解説 Q & A による啓発 等

デジタルサイネージ



(TOYAMA キラリ)



(まいどはやバス)

3R 推進スクール



(小学校、保育所等)

出前講座



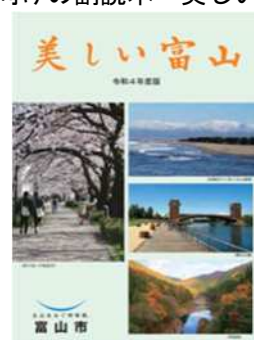
(公民館等)

各種イベント



SDGs フェア

小学生向けの副読本「美しい富山」



取組 2 プラスチック資源一括回収の実施

(重点施策：プラスチック類のリサイクルの推進)

1 背景

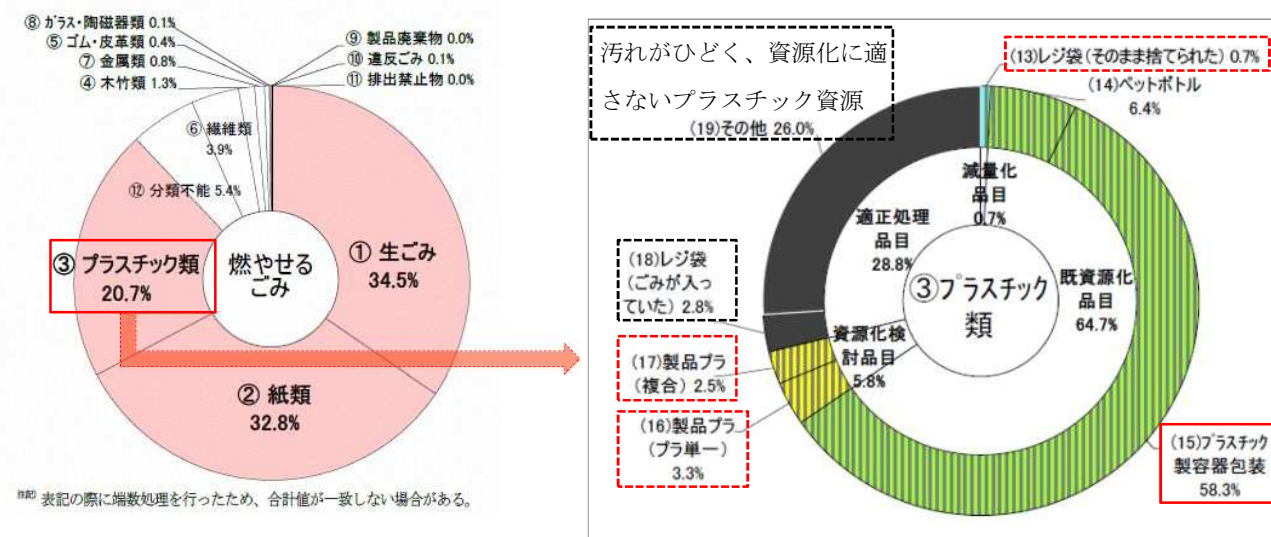
プラスチックは、その有効性から、幅広い製品や容器包装等に利用されており、私たちの生活に欠かせない素材となっている一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

本年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックの包括的な資源循環体制を強化するため、設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクル等の各段階において取り組むべき事項が示され、市町村においては、「プラスチック資源の分別回収及び再資源化」が努力義務とされました。

2 本市の現状

現在、プラスチック製容器包装は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集、再商品化（リサイクル）が進められ、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃やせるごみとして収集、処分されています。

令和 3 年度に実施した燃やせるごみの組成調査（下図）では、「燃やせるごみ」のうち「プラスチック類」の割合が 20.7%と大きな割合を占め、そのうちの 58.3%は「プラスチック製容器包装」でしたが、その他にもまだ資源化が可能なものとして「未使用のレジ袋」が 0.7%、「単一プラスチック製品」3.3%、「複合プラスチック製品」2.5%の、合わせて 6.5%のプラスチック類が含まれていました。



3 プラスチック資源一括回収の導入の検討

(1) 導入により期待される効果

既に分別回収している「容器包装プラスチック」と、現在は燃やせるごみとして焼却処理されている「製品プラスチック」を一括して回収し再商品化する「プラスチック資源一括回収」を導入することにより、ごみの減量化とプラスチックの資源化が更に進むとともに、市民のごみの分別意識が高まることが期待されます。

(2) 導入にむけた取組み

① 国の実証事業

本市では、国からの採択を受け、「プラスチックに係る資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」の実施都市（全国 16 団体のひとつ）として、プラスチック資源の一括回収の実証実験を実施します。

ア. 事業内容

富山市全域での実施を想定し、本年 11 月の 1 か月間、モデルとなる婦中地域を対象にプラスチック資源一括回収を実施し、その効果や影響、課題等について検証を行います。

1. 婦中地域の選定理由

婦中地域は、本市の約 1 割の人口・世帯数を占めていることや、都市部から中山間地までを含んでいることから、全市域での本格実施を想定した実証が可能と考えられます。

(令和 4 年 8 月現在)

	婦中地域	(参考) 富山市全体
人 口	41,160 人 (10.0%)	409,939 世帯 (100.0%)
世帯数	16,186 世帯 (8.8%)	183,969 世帯 (100.0%)

2. 主な検証項目

- ・プラスチック資源の排出量や「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の排出量の変化を把握し、収集体制への影響、処理にかかる費用の影響等について検証します。
- ・集積場への影響を把握し、排出日変更の必要性の有無等について検証します。
- ・排出物の傾向や不純物の混合状況の把握し、分かりやすい啓発、再商品化工程への影響等について検証します。
- ・プラスチック一括回収の実験後に住民アンケートを実施し、住民の理解度を把握することにより効率的な分別収集方法を検証します。

イ. 事業スケジュール

内 容	9	10	11	12	1	2	3
案内チラシの配布等による周知							
プラスチック資源一括回収・再商品化、組成分析							
住民アンケート							
効果検証、報告書作成、国への報告							

(参考) 婦中地域での実証事業案内チラシ



婦中地域にお住まいのみなさまへ
プラスチック資源収集(実証事業)を、
11月に実施します!

実証事業について

富山市では、より多くの**プラスチック資源**をリサイクルしていくため、環境省が実施する実証事業を活用し、試験的に「プラスチック製容器包装」と「容器包装以外のプラスチック製品」を、資源としてまとめて収集します。
市民の皆様には、ご理解とご協力のほど、お願いいたします。

■実証事業を行う期間 **令和4年11月1日(火)～11月28日(月)まで**
(婦中地域で1ヶ月間実施します)

■実証事業期間中のプラスチック資源の出し方 (詳細は裏面を参照してください)

- ▶これまで通り、**指定ごみ袋が半透明の袋**に入れてお出してください。
- ▶実証事業の期間中は、「プラスチック製容器包装」と燃やせるごみのうち「プラスチック製品」をまとめてお出してください。
- ▶実証事業の期間中も、通常どおり、決められた日の朝8時までに町内のごみ集積場にお出してください。

注意事項

■資源物ステーション(市内8ヶ所)では、実証事業の期間中も「プラスチック製容器包装」のみを回収します。「プラスチック製品」は、持ち込みできません。

■**令和4年12月**からは、「プラスチック製容器包装」と「プラスチック製品」をまとめない通常の収集に戻ります。

〆お問い合わせ先
富山市環境センター 管理課 429-5017
富山市幸山637

※インターネットで、ごみの分別や収集センターなどは、ご確認ください。
富山市環境センター 検索

実証期間中の「プラスチック資源」の出し方

プラスチック製容器包装

商品を入れてあったもの(容器)や包んであった(包装)プラスチック製のもの

このマークが目印



ペットボトルのキャップやラベル 玉子のパック 白色パック
お菓子などのふくろ 魚や肉などのトレイ レトルトパック

※軽く水洗いをして、さっと水切り

燃やせるごみのうちのプラスチック製品

全てがプラスチック製であり、おおよそ**50cm以内**の製品(材質が不明なものは「燃やせるごみ」へ)。



プラスチック製のバケツ プラスチック製の歯ブラシ・コップ ボールペン
プラスチック製の食品保存容器 プラスチック製のスプーン等 プラスチック製のおもちゃ

※燃やせるごみの収集日には、必ず入れてください

一緒にの袋に入れ、「プラスチック製容器包装」の収集日に、町内のごみ集積場へお出してください!

次のものは入れないでください



燃やさないごみ 50cm以上のもの 使用済 小型電子機器 リチウムイオン電池 ライター等 ペットボトル

50cm以内の燃やさないごみに混入してはなりません 収集時、火災の原因になります 一般廃棄物の燃焼時に有害物質が発生します

プラスチック資源収集(実証事業)収集日
(「プラスチック製容器包装」の収集日となります。)

地域	収集曜日(第1～4)	収集日(11月)
神保・青川	月	7日・14日・21日・28日
朝日・宮川	火	1日・8日・15日・22日
鶴坂・古里	木	3日・10日・17日・24日
連星・婦中熊野	金	4日・11日・18日・25日

※予定が変更された場合は、お電話にてお知らせいたします。

※イラスト: 出典: 経済産業省 (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/mass/detail.html>)

② 全市域での導入の検討

今回の婦中地域での実証事業を踏まえ、全市域での本格導入に向けて検討してまいります

(参考) プラスチック資源一括回収・中間処理・再商品化の流れ

1. 集積場からプラスチック資源を一括回収します。



富山市

2. プラスチック資源を中間処理施設に一括搬入します。



中間処理事業者

3. 中間処理施設でプラスチック資源を圧縮梱包・ペール化します。



4. 再商品化施設で、ペール化されたプラスチック資源の再商品化を行います。



再商品化事業者



再商品化 (ペレット)

5. プラスチック資源から再商品化されたもの。



再商品化 (パレット)

取組 3 家庭ごみ有料化制度の導入の検討

(重点施策：家庭ごみの有料化)

ごみ減量化の有効な手法の一つとされ、全国の市区町村の約6割ですでに導入されている、「家庭ごみの有料化」制度の導入について検討します。

1 家庭ごみ有料化制度とは

- ・「ごみ有料化」とは市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為
- ・住民が費用負担を軽減しようとすることにより、ごみの排出を抑制したり、ごみの再利用を促進したりするという仕組み
- ・手数料を上乗せせずに販売される指定袋(一定の規格を有するごみ袋)の使用を排出者に依頼する場合については、「ごみ有料化」に該当しません

2 家庭ごみ有料化に関する国の方針

- ・廃棄物処理法の規定に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針」の改正(H17.5)

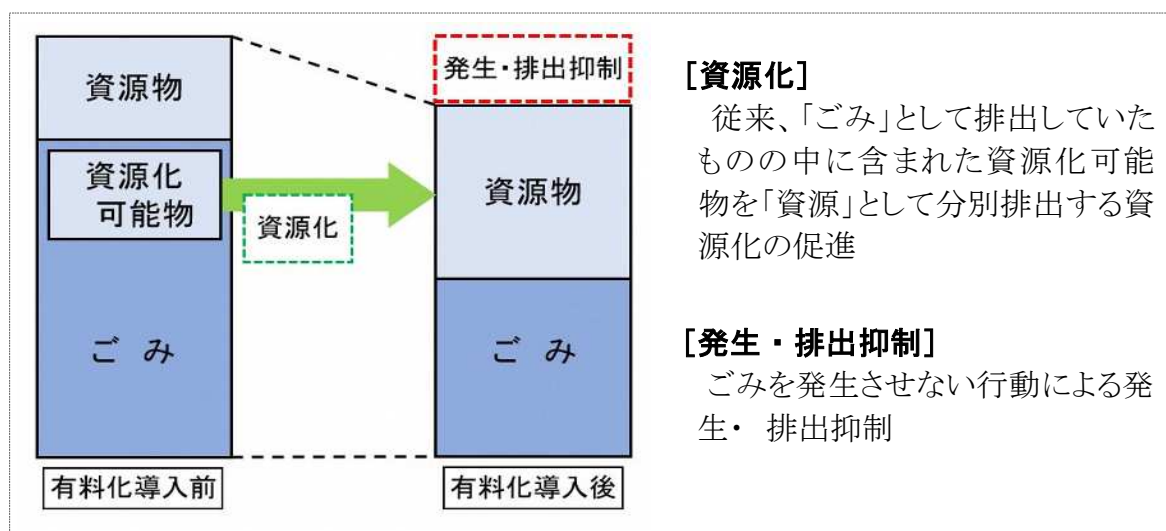
市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平及び意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されています。

- ・「一般廃棄物処理有料化の手引き」の作成(H19.6 → H25.4 → R4.3 見直し)
(市町村が有料化の導入や見直しを実施する際の参考となるよう作成されています。)

3 家庭ごみ有料化制度を導入した場合の効果

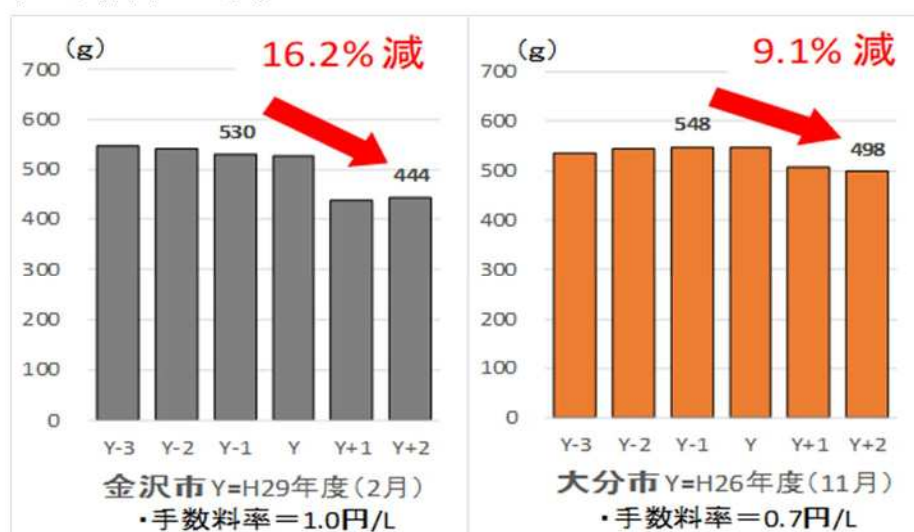
- (1) ごみ処理手数料を負担することにより、ごみ排出時の費用負担をできるだけ軽減しようとするインセンティブ(動機付け)が生まれ、ごみの発生量が抑制される。
- (2) ごみの排出量に応じて手数料を徴収することで、排出量が多い人と少ない人の負担の差が明確になり、費用負担の公平性が確保される。
- (3) 市民のごみに対する関心が一層高まり、ごみ処理の流れやコスト意識、ごみの排出抑制、分別の必要性への気づきが促される。

【有料化導入によるごみの減量イメージ】



＜ごみ減量効果の例＞

近年、有料化を導入した中核市2市（金沢市および大分市）における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移



4 全国の有料化実施状況

【全国市区町村の有料化実施状況(2022年4月現在)】

	総 数	有料化実施	有料化実施率
市区	815	482	59.1%
町	743	528	71.1%
村	183	117	63.9%
市区町村	1,741	1,127	64.7%

出典 [ごみ減量資料室ホームページ掲載資料(代表: 山谷修作東洋大学名誉教授)]

5 有料化制度の内容（参考：先行実施自治体の状況）

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、導入時に検討すべき項目が示されており、導入にあたっては、先行自治体の状況なども参考にしながら検討します。

①
対象のごみ

有料化の対象

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」

有料化の対象外（無料）

・資源物

・ボランティア清掃ごみ

・剪定枝・落ち葉・刈草

など

家庭ごみの有料化を導入している自治体の多くは、ごみの減量や資源化を促すため、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を有料化の対象としています。

また、資源ごみ以外にも、剪定枝やボランティア清掃ごみなど、有料化の対象外（無料）とする例があります。

②
手数料の徴収方法

「専用ごみ袋」および「シール」

有料化の方法として、ごみ処理手数料を専用ごみ袋の料金に上乗せする「専用ごみ袋方式」とシールの料金に上乗せする「シール方式」があります。導入自治体のほとんどで「専用ごみ袋方式」を採用しています。

シール方式は、収集時に貼付確認が必要となり作業が非効率となるため、袋に入らない場合に貼付するなど、専用ごみ袋と併用して使用されている例もあります。

【各方式の特徴比較】

	専用ごみ袋	シール
ごみの出し方	容量別の専用ごみ袋に入れ、口を縛って出す。	レジ袋、半透明の袋などに貼り付けて出す。
収集作業への影響	専用ごみ袋の色や表示を工夫することで、円滑な収集作業が可能になる。	シールの貼付を確認する必要があるため、作業効率が低下する。
大きなごみへの対応	ごみ袋に入らない場合の対応を検討する必要がある。	ごみ袋に入らない大きさや形状のごみにシールを貼付することができる。

専用ごみ袋の種類（容量）

・各世帯のごみの排出状況に見合った専用ごみ袋の選択を可能とするため、複数の容量（最小5ℓ 最大45ℓ）の専用ごみ袋を作成されています。

③
手数料の料金水準

手数料の料金体系

料金体系の種類	仕組み
①排出量単純比例型	ごみの排出量に応じて排出者が手数料を負担（均一従量制）
②排出量多段階比例型	排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式（累進従量制）
③一定量無料型	排出量が一定量となるまでは手数料が無料、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式

手引きで示されている手数料の料金体系には3つの種類があり、導入自治体の約90%が、「①排出量単純比例型」を採用しています。

③ 手数料の料金水準

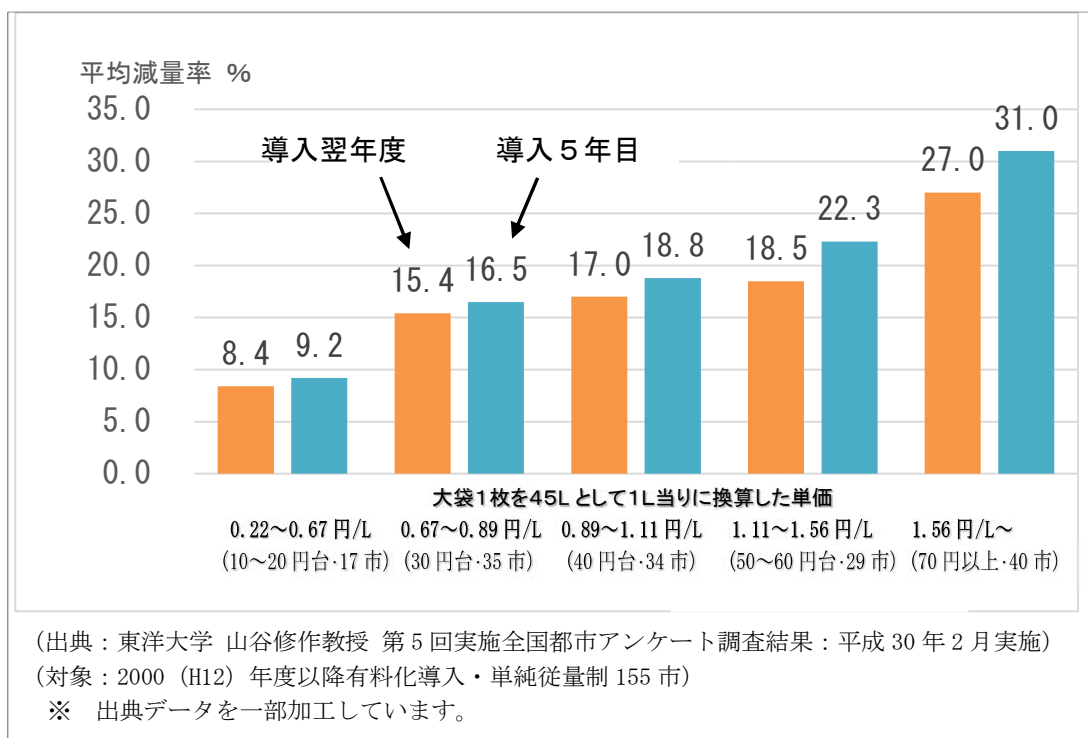
手数料の料金水準

手数料の設定について、手引きでは、ごみの排出抑制と分別徹底による減量効果、周辺自治体における手数料水準、市民の受容性等を考慮することとされています。

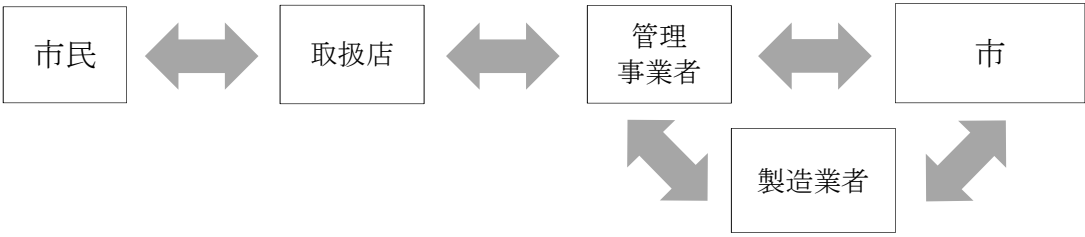
【家庭ごみ有料化制度を導入している中核市(19市)の手数料水準】

1L 当たり単価	自治体名
0.6 円	那覇市
0.7 円	下関市、大分市、水戸市
0.8 円	久留米市
1.0 円	秋田市、山形市、長野市、金沢市、呉市、高松市、宮崎市
1.3 円	鳥取市、松江市
1.5 円	八戸市
1.9 円	八王子市
2.0 円	旭川市、函館市
	佐世保市 年間 900ℓ／人まで無料 [超過は 840 円／180ℓ (4.7 円/ℓ)]

【手数料水準とごみ排出量の減量効果(制度導入翌年度と5年後の減量率)】



制度導入翌年度と5年目の状況をみると、減量効果が拡大して、単価が高いほどその効果があらわれています。

④ 手数料徴収の仕組み	専用ごみ袋・シールの製造・販売・手数料徴収のながれ 導入自治体のそれぞれの状況に応じたしくみで運用されており、基本的な運用イメージは次のとおりです。 【運用のイメージ】 ・製造業者は、専用ごみ袋・シールを製作し、管理事業者へ納入する。 ・市民は、手数料を上乗せした専用ごみ袋・シールを、取扱店で購入する。 ・取扱店は、市民から徴収した手数料を、管理事業者を通して市に納入する。  <pre> graph LR A[市民] <--> B[取扱店] B <--> C[管理事業者] C <--> D[市] E[製造業者] --> C E --> D </pre>										
⑤ 負担軽減措置	負担軽減の対象 「生活保護受給世帯」 「乳幼児、高齢者、障がい者などで紙おむつなどを使用する世帯」 など 社会的・経済的配慮が必要と考えられる場合、対象範囲（品目・対象者）を定め、一定数の有料ごみ袋を配布している例もあります。										
⑥ 手数料収入の使途	手数料収入の使途 有料化により徴収した手数料収入については、廃棄物行政にかかる周知・啓発や、プラスチックの一括回収など、環境政策に充てるほか、「高齢者ごみ出し支援制度」や地域活性化策への活用などが考えられます。 <先進都市の使途の例> <table border="1" data-bbox="284 1538 1385 1960"> <thead> <tr> <th>使 途</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料化制度運用経費</td><td>・専用ごみ袋の作成・管理運営費用</td></tr> <tr> <td>再生利用の推進</td><td>・資源ごみの集団回収・地区回収への支援 ・資源ごみの処理費用 ・リサイクル施設整備費用</td></tr> <tr> <td>住民意識の改革</td><td>・発生抑制及び再使用の推進のための周知・啓発事業</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>・ごみ処理施設整備費、一般廃棄物処理費用 ・地域コミュニティの活性化施策 など</td></tr> </tbody> </table>	使 途	内 容	有料化制度運用経費	・専用ごみ袋の作成・管理運営費用	再生利用の推進	・資源ごみの集団回収・地区回収への支援 ・資源ごみの処理費用 ・リサイクル施設整備費用	住民意識の改革	・発生抑制及び再使用の推進のための周知・啓発事業	その他	・ごみ処理施設整備費、一般廃棄物処理費用 ・地域コミュニティの活性化施策 など
使 途	内 容										
有料化制度運用経費	・専用ごみ袋の作成・管理運営費用										
再生利用の推進	・資源ごみの集団回収・地区回収への支援 ・資源ごみの処理費用 ・リサイクル施設整備費用										
住民意識の改革	・発生抑制及び再使用の推進のための周知・啓発事業										
その他	・ごみ処理施設整備費、一般廃棄物処理費用 ・地域コミュニティの活性化施策 など										